

第52回

定時株主総会 招集ご通知

AOI Pro.

株式会社 AOI Pro. 証券コード:9607

開催日時 平成27年6月25日(木曜日)午前10時

開催場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 36階
「ガーネット36」

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の
「定時株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、
お間違いのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額
決定の件
- 第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の
募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

<目次>

■ 第52回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	2
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	34

※株主総会終了後の懇談会につきましては、開催場所を
変更したことから、今回は開催を予定しておりません。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第52回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	平成27年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」
3. 目的事項	報告事項 1.第52期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容・連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第52期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役2名選任の件 第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 第4号議案 監査役4名選任の件

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aoi-pro.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aoi-pro.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いつつ、下記のとおりといたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき前期の実績に1円増配し金17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は211,233,160円となります。

この結果すでに中間配当金として1株につき金7円をお支払いいたしましたので、年間の配当金は、1株につき金24円(普通配当10円及び特別配当14円)となります。

2 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第32条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第32条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、その他字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ~ 第31条 〔条文省略〕	第1条 ~ 第31条 〔現行どおり〕

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第32条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第33条 ～ 第41条 [条文省略]</p>	<p>第33条 ～ 第41条 [現行どおり]</p>
<p>第42条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第42条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第43条 ～ 第46条 [条文省略]</p>	<p>第43条 ～ 第46条 [現行どおり]</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、適切な経営体制構築の観点から取締役8名(うち社外取締役2名)の体制としたいと考えており、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1. 田中 優策 (昭和41年8月12日生)

新任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年4月 株式会社葵プロモーション(現 株式会社AOI Pro.)入社
 平成23年4月 ユニットリーダー
 平成26年4月 本部長
 平成27年4月 第四・第五・第六プロダクション
 デイビジョン副管掌(現)

● 所有する当社株式数 5,200 株



2. 三橋 友紀子 (昭和41年6月12日生)

新任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年4月 東海旅客鉄道株式会社入社
 平成12年4月 弁護士登録 ブレックモア法律事務所入所
 平成14年11月 アシャースト東京法律事務所入所
 平成22年1月 シティユウワ法律事務所入所(現)

● 所有する当社株式数 0 株



(注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.三橋友紀子氏は社外取締役候補者であります。また、原案どおり選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3.社外取締役候補者とする理由について

候補者三橋友紀子氏は、事業法人における職務経験に加え、弁護士として法務全般について幅広い知見を有していることから、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を發揮していただけるものと判断いたしました。また、当社初の女性役員としての立場から、女性の登用推進についても有益なご助言をいただけるものと期待しております。

4.社外取締役としての独立性

候補者三橋友紀子氏及び各法律事務所と当社との間に顧問契約または、個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。以上のことから、同氏は、当社経営陣から独立性を有していると判断しております。

5.社外取締役との責任限定契約について

候補者三橋友紀子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって現在の監査役全員(4名)が任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

や え が し さ と る
1. 八重樫 悟 (昭和24年7月28日生)

再任

● 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

平成10年 5月 当社入社 管理本部財務部長	平成19年 4月 専務取締役
平成10年 6月 取締役	平成26年 4月 取締役
平成13年 6月 常務取締役	平成26年 6月 常勤監査役(現)

● 所有する当社株式数 45,700 株



た か だ か ず き
2. 高田 一毅 (昭和40年7月4日生)

再任

● 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

平成14年12月 税理士登録	平成23年 4月 みなとみらい税理士法人 高田会計事務所 代表社員(現)
平成16年 4月 高田会計事務所開業	平成23年 6月 株式会社葵プロモーション(現 株式会社AOI Pro.) 監査役(現)

● 所有する当社株式数 3,700 株



わ た な べ ひ さ し
3. 渡辺 久 (昭和39年1月29日生)

新任

● 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和63年 4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行	平成21年 4月 安井・好川法律事務所入所
平成13年 1月 アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社入社	平成22年 4月 安井・好川・渡辺法律事務所パートナー(現)
平成19年12月 弁護士登録 田中総合法律事務所入所	平成27年 2月 株式会社ダイニチ監査役(現)

● 所有する当社株式数 0 株



はなふさ ゆきのり
4. 花房 幸範 (昭和50年5月10日生)

新任



● 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

平成10年 4月	青山監査法人入所	平成26年 6月	鳥取ガス株式会社監査役(現)
平成13年 7月	公認会計士登録	平成26年 9月	学校法人矢谷学園監事(現)
平成21年 8月	アカウンティングワークス株式会社設立 代表取締役(現)	平成27年 3月	アークランドサービス株式会社監査役(現)
平成24年 6月	株式会社ロンド・スポーツ取締役(現)		

● 所有する当社株式数 0株

- (注) 1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.高田一毅、渡辺久及び花房幸範の3氏は社外監査役候補者であります。高田一毅氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。また、渡辺久氏及び花房幸範氏につきましても、原案どおり選任された場合には、同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- 3.社外監査役候補者とする理由について
- (1) 候補者高田一毅氏は、税理士としての専門的かつ客観的な視点から、適切な指導及び監査を行える人材であると判断いたしました。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (2) 候補者渡辺久氏は、銀行における職務経験に加え、弁護士として法務全般について幅広い知見を有していることから、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を發揮していただけるものと判断いたしました。
 - (3) 候補者花房幸範氏は、公認会計士としての専門的かつ客観的な視点から、適切な指導及び監査を行える人材であると判断いたしました。
- 4.社外監査役としての独立性
- (1) 候補者高田一毅氏及び同氏が経営している会計事務所と当社との間に顧問契約または、個別の会計、税務事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。
 - (2) 候補者渡辺久氏は、弁護士資格を取得し法律事務所のパートナーであります。同氏及び各法律事務所と当社との間に顧問契約または、個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏は株式会社ダイニチ監査役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。
 - (3) 候補者花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社代表取締役、株式会社ロンド・スポーツ取締役、鳥取ガス株式会社監査役、アークランドサービス株式会社監査役及び学校法人矢谷学園監事を兼務しておりますが、いずれの先も当社との間に取引関係はありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。
- 5.監査役との責任限定契約について
- 候補者八重樫悟氏の再任が承認された場合、第2号議案 定款一部変更の件の可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。また、同氏は現在当社の常勤監査役であります。常勤監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 6.社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、現在社外監査役に就任している高田一毅氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、渡辺久氏及び花房幸範氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

1 提案の理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」により構成されておりましたが、今般、新たに、取締役(社外取締役を除く)に対する中長期的な業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という)を導入するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。具体的には、平成24年6月27日開催の第49回定時株主総会にてご承認いただいた取締役の報酬限度額(年額500百万円以内)とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成28年3月末日で終了する事業年度分から、当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

平成21年6月26日開催の第46回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠で、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額1億円を上限としてご承認いただいておりますが、本制度導入に伴い廃止することといたします。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

2 本制度における報酬等の額及び参考情報

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭(その上限は下記2.のとおり)を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 当社が拠出する金額の上限(報酬等の額)

当社は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、300百万円を上限とする金額を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託(以下、「本信託」という)を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに300百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役が付与されたポイント数(ポイントについては、下記4.参照)に相当する当社株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除く)及び金銭(以下、「残存株式等」という)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、300百万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とする)を控除した金額とします。

3. 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初の対象期間につきましては取締役への交付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、300百万円を原資とし、50万株を上限として取得するものとします。

4. 取締役に給付される当社株式数の算定方法

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、連結経常利益額及び連結ROEを勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記5.の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う)。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数(以下、「確定ポイント数」という)で確定します。ただし、当社が拠出した金銭が、上記2.の上限に達している場合(すなわち、当社による追加拠出ができない場合)において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数は当該超過する数に相当するポイント数を減じた数となります。

5. 株式給付時期

当社の取締役が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

6. 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を 当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)に対してストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の使用人及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

2 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記3に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記3 1.により付与株式数(以下に定義される)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

3 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な

事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(係る新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、係る割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

(添付書類)

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、各種経済対策や金融政策等により企業収益に改善傾向が目立ったものの、経済指標で見ると、雇用や所得関連では改善を示す一方で、生産や個人消費関連では回復の鈍い状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高288億1千7百万円(前連結会計年度比103.0%)、営業利益19億5千2百万円(前連結会計年度比109.5%)、経常利益19億3千9百万円(前連結会計年度比113.8%)、当期純利益12億3千8百万円(前連結会計年度比192.0%)となり、売上高・利益ともに過去最高を更新いたしました。なお、当期純利益の増加には、メディア関連事業の連結子会社2社の事業譲渡・清算に伴う税額減少という一時的なプラス要因が含まれています。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高相殺消去後の金額であり、セグメント利益(損失)の合計額は、連結損益計算書の経常利益に調整額を加えたものであります。また、記載金額には消費税等は含まれておりません。

1 広告制作事業

わが国経済の動きや顧客企業の事業環境判断を反映して、広告需要は緩やかな改善傾向を辿りました。こうした中、グループ全体として事業領域の拡大や営業・制作企画力の向上等に取り組んだことにより、当連結会計年度の売上高は282億1千7百万円(前連結会計年度比106.4%)となりました。受注状況も、当連結会計年度の受注高が前期比28億2千万円増の288億7千5百万円、当連結会計年度末受注残高が前期末比6億5千7百万円増の33億8百万円と、好調に推移しました。

セグメント利益についても、21億1千1百万円(前連結会計年度比103.8%)となり、前連結会計年度比、増収増益となりました。

2 写真スタジオ事業

平成26年4月に横浜バイフォーター店を、同年12月に港北みなも店をオープンさせたこと等により、当連結会計年度の売上高は1億5百万円(前連結会計年度比144.3%)と増加しましたが、これらの出店時の経費負担等により、セグメント損失は5千5百万円(前連結会計年度は1千4百万円のセグメント損失)と拡大しました。

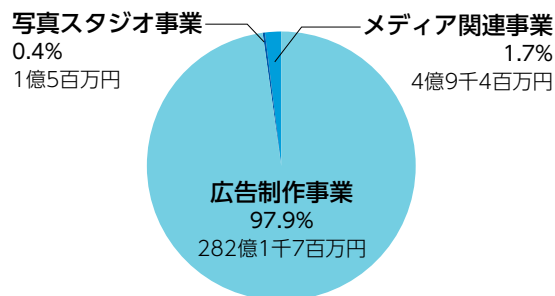
今後は、大型商業施設への出店等により一時的に経費負担が先行することはあるものの、売上の更なる増強による固定費吸収、黒字化を図ってまいります。

3 メディア関連事業

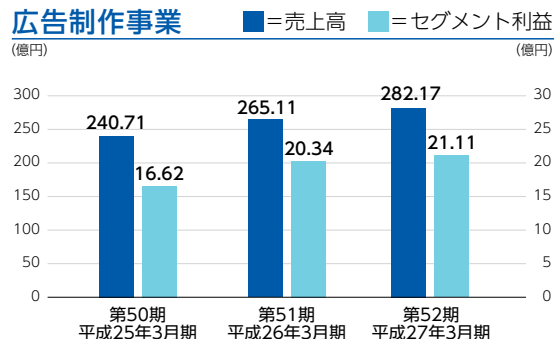
本事業につきましては、当セグメントの主要連結子会社2社が平成26年10月1日付で事業譲渡を行い、平成27年1月6日付で解散を決定、現在清算手続中であり、当連結会計年度の売上高は4億9千4百万円(前連結会計年度比35.5%)、セグメント損失は1億1千5百万円(前連結会計年度は2億9千2百万円の損失)となりました。

なお次期以降、当セグメントは廃止いたします。

セグメント別売上高構成比



広告制作事業



(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

資金の効率的な調達を行うため取引銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

(リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の概要)

融資枠設定金額	40億円
主幹事金融機関	株式会社みずほ銀行
副主幹事金融機関	株式会社三菱東京UFJ銀行
参加金融機関	株式会社みずほ銀行・株式会社三菱東京UFJ銀行・株式会社三井住友銀行・三井住友信託銀行株式会社・三菱UFJ信託銀行株式会社

(4) 対処すべき課題

当社は、昭和38年の設立以来、一貫してテレビCMを主とした映像制作会社として事業を推進してまいりました。約半世紀にわたってクオリティが高く、話題性に溢れた映像作品を生み出してきたノウハウと創造力は、業界でも高い評価を受け続けております。

しかしながら、広告業界はここ数年でデジタル化、グローバル化の流れが加速し、ウェブ媒体やデジタルデバイス、また海外展開など、顧客企業や消費者のニーズが媒体の種類や国の境界を越えていくことへの対応力がますます問われるようになっております。こうした時代の変化に合わせ、求められるサービスも変化、多様化していくのではないかと考えられます。

こうした状況下で、当社グループが今後も着実に成長し、永続的に発展していく企業であり続けるために、平成27年3月2日に新たな中期経営計画を策定し、下記を経営課題等として掲げており、積極的に対処してまいります。

「中期経営計画2019」

経営課題

動画コンテンツマーケティング事業推進に向けた早期の体制構築

- 2年でビジネスモデルを確立するためのパラダイムシフトの推進
- 組織立ち上げ、チームビルディング、アライアンス/投資

組織力のレベルアップ

- ビジネスの多様化に対応するグループヒューマンリソースマネジメントの強化
- 効率的なマネジメントシステム(基幹、管理会計、ワークフロー等)への投資

新たな強みの創造とそれを支える基本コンセプト

新しい中期経営計画では、従来の広告映像制作事業に加え、動画コンテンツマーケティング事業を強化すべく4つの基本コンセプトを掲げております。

1 テレビCMを中心とする広告映像制作のさらなる拡大

2 「データベシク&ヒューマンドリブン」なクリエイティブソリューション力をグループで強化

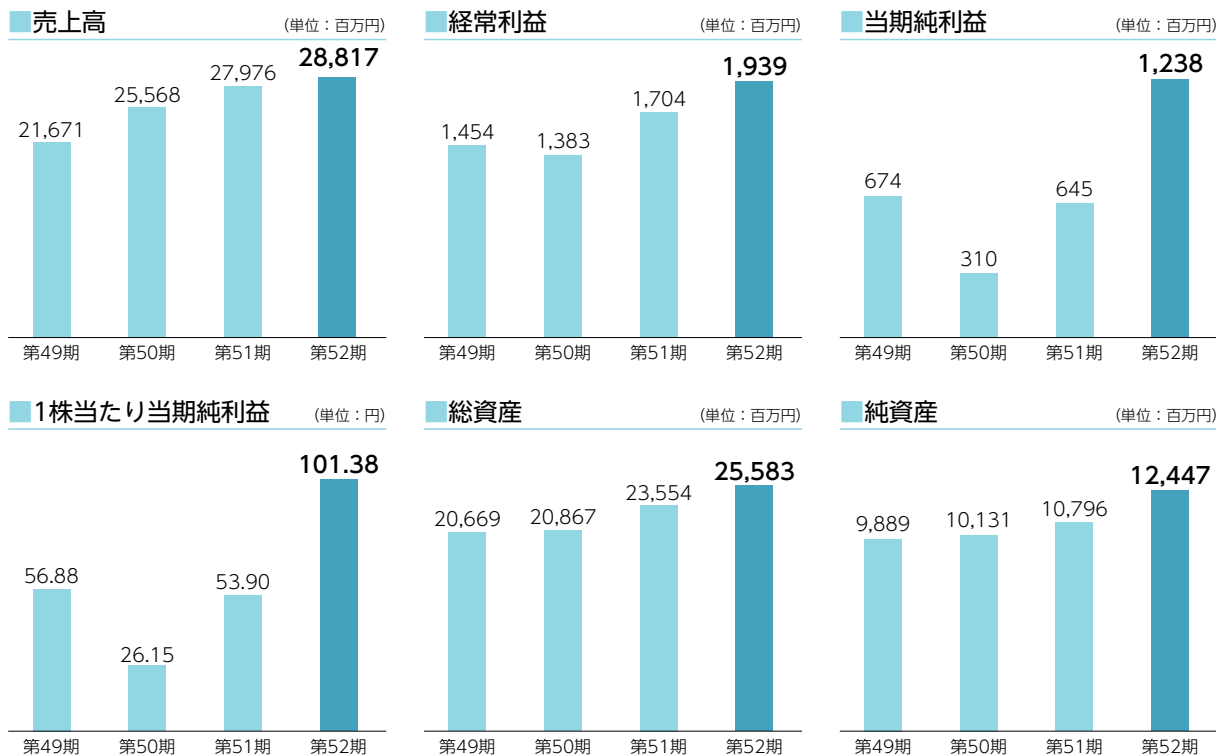
3 地域・メディア・コンテンツのさらなる“NO BORDERS”推進

4 人材育成・業務効率化(IT関連)への積極的な投資

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第49期	第50期	第51期	第52期
		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高 (百万円)		21,671	25,568	27,976	28,817
経常利益 (百万円)		1,454	1,383	1,704	1,939
当期純利益 (百万円)		674	310	645	1,238
1株当たり当期純利益 (円)		56.88	26.15	53.90	101.38
総資産 (百万円)		20,669	20,867	23,554	25,583
純資産 (百万円)		9,889	10,131	10,796	12,447
連結子会社 (社)		12	15	20	20

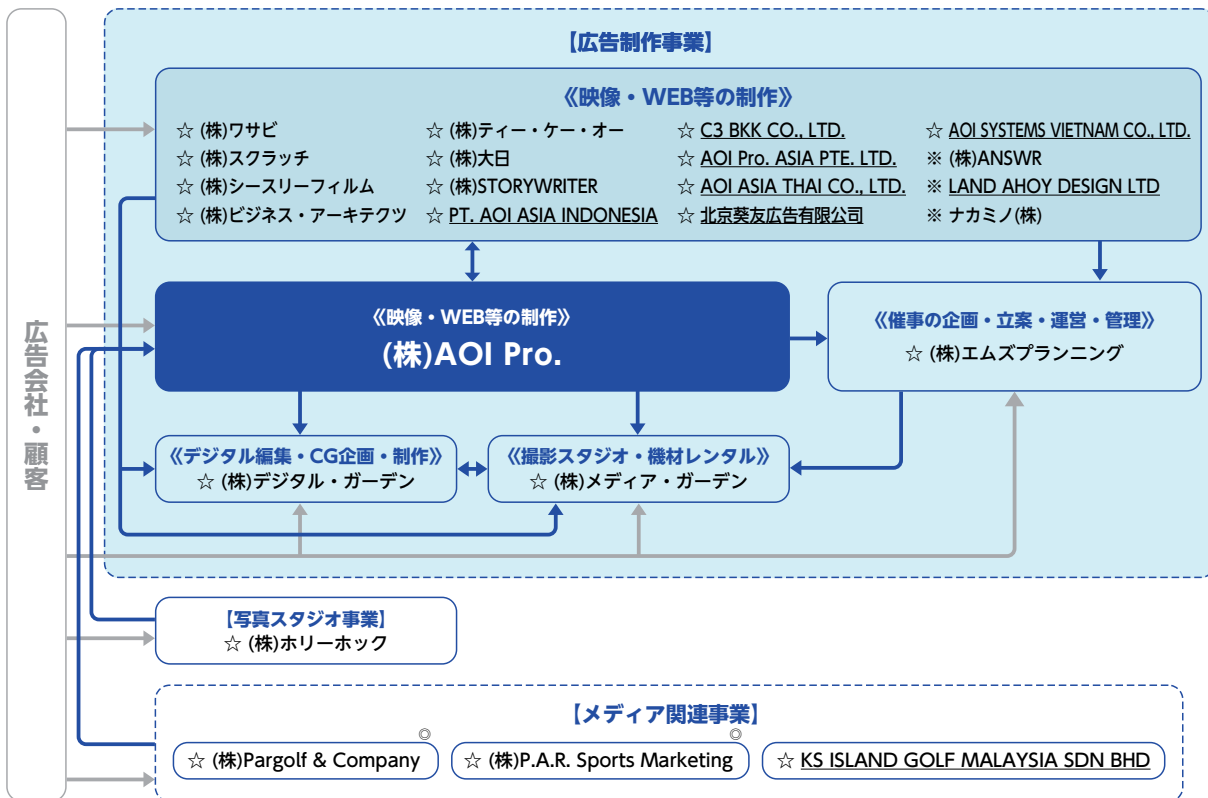
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。



(6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、テレビCMの企画及び制作を主に、映像制作及びこれらに附随する業務を営んでおります。

- 1 広告制作事業 ……主にテレビCM作品、WEB作品の制作及び催事の運営等、広告に関わる制作事業
- 2 写真スタジオ事業 ……コンシューマ向け写真館運営並びに全国の写真館に対する販売促進支援事業
- 3 メディア関連事業 ……ゴルフに関わる出版・広告・オンライン事業



☆ 連結子会社 (下線は在外) ※ 持分法適用会社

◎ 当該2社は、平成27年1月6日付で解散を決定、現在清算手続中であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社との関係 該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社メディア・ガーデン	40百万円	100.0	撮影スタジオの経営・機材レンタル
株式会社デジタル・ガーデン	300百万円	80.0 (30.0)	デジタル編集及びコンピューターグラフィックスの企画・制作
株式会社ワサビ	50百万円	100.0	テレビCMの企画及び制作
株式会社エムズプランニング	47百万円	65.0	イベントや展示会の企画・運営
株式会社スクラッチ	27百万円	92.7	広告全般の戦略・企画・制作
株式会社シースリーフィルム	30百万円	97.4	テレビCM、ビデオソフトの企画・制作
株式会社ホリーホック	90百万円	100.0	写真スタジオ事業
株式会社Pargolf & Company	5百万円	100.0	ゴルフに関わる出版、広告、オンライン事業等
株式会社ビジネス・アーキテクト	100百万円	88.0	WEBコミュニケーションに関わる総合ソリューション事業
株式会社ティー・ケー・オー	14百万円	51.0	広告、SPツール、WEBの企画・制作及び広告写真撮影
株式会社P.A.R. Sports Marketing	90百万円	100.0	オンラインメディア運営事業、スポーツマーケティング事業
株式会社大日	15百万円	60.0	ラジオCM、映像コンテンツの企画・制作
株式会社STORYWRITER	50百万円	100.0	コンテンツの企画開発、広告プロデュース
PT. AOI ASIA INDONESIA	250千USドル	51.0 (51.0)	インドネシアにおけるテレビCM等の制作関連業務
C3 BKK CO., LTD.	2,000千タイバート	49.0 (49.0)	タイにおける広告制作事業
AOI Pro. ASIA PTE. LTD.	584千シンガポール・ドル	100.0	アジアにおける地域統括業務
KS ISLAND GOLF MALAYSIA SDN BHD	1,000千マレーシア・リンギット	97.5 (97.5)	マレーシアにおけるゴルフレッスン事業
AOI ASIA THAI CO., LTD.	5,000千タイバート	49.0 (49.0)	タイにおけるテレビCM等の制作関連業務
北京葵友广告有限公司	3,000千人民元	66.7	中国におけるテレビCM等の企画及び制作
AOI SYSTEMS VIETNAM CO., LTD.	200千USドル	100.0	WEB、アプリの制作及び運用

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合を内数で記載しております。

(8) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎一丁目5番1号
支 店	米国カリフォルニア州カラバサス
オフィス	新橋(東京都中央区)・赤坂(東京都港区)・西新橋(東京都港区)
子 会 社	株式会社メディア・ガーデン 神奈川県横浜市
	株式会社デジタル・ガーデン 東京都渋谷区
	株式会社ワサビ 東京都中央区
	株式会社エムズプランニング 東京都中央区
	株式会社スクラッチ 東京都港区
	株式会社シースリーフィルム 東京都渋谷区
	株式会社ホリーホック 東京都品川区
	株式会社Pargolf & Company 東京都品川区
	株式会社ビジネス・アーキテクト 東京都港区
	株式会社ティー・ケー・オー 東京都渋谷区
	株式会社P.A.R. Sports Marketing 東京都品川区
	株式会社大日 東京都中央区
	株式会社STORYWRITER 東京都世田谷区
	PT. AOI ASIA INDONESIA インドネシア
	C3 BKK CO., LTD. タイ
	AOI Pro. ASIA PTE. LTD. シンガポール
	KS ISLAND GOLF MALAYSIA SDN BHD マレーシア
	AOI ASIA THAI CO., LTD. タイ
	北京葵友广告有限公司 中国
	AOI SYSTEMS VIETNAM CO., LTD. ベトナム

(9) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

1 当社グループの状況

事業部門の名称	従業員数
広告制作事業	799名
写真スタジオ事業	25名
メディア関連事業	1名
合計	825名

2 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
343名	16名増	36.3歳

(注)従業員数は就業人数であり、契約社員及び出向社員等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	1,385
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,245
三井住友信託銀行株式会社	732
三菱UFJ信託銀行株式会社	567
明治安田生命保険相互会社	492
日本生命保険相互会社	407
第一生命保険株式会社	400
株式会社三井住友銀行	331

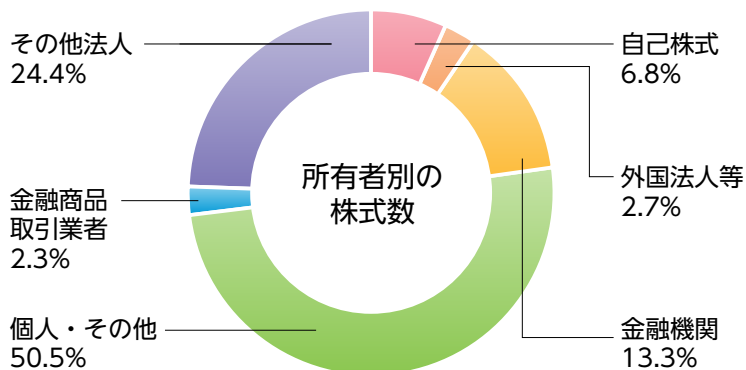
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 38,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,334,640株 (自己株式909,160株を含む)
- (3) 株主数 4,198名
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社コスモチャンネル	1,373	11.0
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス	1,000	8.0
原 仁	400	3.2
松本 洋一	400	3.2
原 文子	328	2.6
AOI Pro.従業員持株会	265	2.1
株式会社オムニバス・ジャパン	220	1.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	217	1.7
明治安田生命保険相互会社	170	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	150	1.2

- (注) 1.当社は、自己株式909,160株を保有しておりますが、上記大株主からは、除外しております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
- 2.日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)と日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、全て信託業務に係る株式数であります。

株式分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①平成21年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権(第2回新株予約権)

- ・新株予約権の払込金額(発行価額) 1株当たり 279円(公正価値)
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間 平成21年8月18日から平成51年8月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件 権利行使時において、当社取締役及び監査役の地位を喪失していることを要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
監査役	4個	普通株式 2,000株	1名

(注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり500株となります。

2.監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

②平成24年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権(第5回新株予約権)

- ・新株予約権の払込金額(発行価額) 1株当たり 317円(公正価値)
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間 平成24年11月28日から平成54年11月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件 権利行使時において、当社取締役及び監査役の地位を喪失していることを要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	100個	普通株式 50,000株	5名
監査役	14個	普通株式 7,000株	1名

(注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり500株となります。

2.監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中江 康人	グループCEO
代表取締役副社長	譲原 理	グループCFO兼 経営企画本部・財務企画本部管掌
常務取締役	笹貫 善雄	第三・第四・第五プロダクションディビジョン管掌
常務取締役	潮田 一	第一・第二プロダクションディビジョン管掌
取締役	小形 浩隆	プロダクションコントロールディビジョン本部長兼 リスクマネジメント室管掌
社外取締役	辻野 晃一郎	アレックス株式会社 代表取締役社長兼CEO KLab株式会社 社外取締役
常勤監査役	八重樫 悟	
社外監査役	湯佐 富治	公認会計士 株式会社マーキュリーファイナンシャルブレイン 代表取締役 株式会社ツムラ 社外監査役
社外監査役	柴田 芳治	
社外監査役	高田 一毅	税理士

- (注) 1.社外取締役辻野晃一郎、社外監査役湯佐富治、社外監査役柴田芳治、社外監査役高田一毅の4氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2.平成26年6月26日付にて、次のとおり取締役の異動がありました。
- 取締役 退任
八重樫 悟
小甲 則夫
- 3.平成26年6月26日付にて、次のとおり監査役の異動がありました。
- 常勤監査役 辞任
斉藤 博
常勤監査役 新任
八重樫 悟
- 4.平成26年12月25日付にて次のとおり取締役の異動がありました。()内は変更前であります。
- 地位の変更 譲原 理 代表取締役専務取締役(専務取締役)
- 5.平成27年2月22日付にて次のとおり取締役の異動がありました。
- 代表取締役社長退任 藤原 次彦(死亡のため)
- 6.平成27年2月23日付にて次のとおり取締役の異動がありました。()内は変更前であります。
- 地位の変更 中江 康人 代表取締役社長(常務取締役)
譲原 理 代表取締役副社長(代表取締役専務取締役)
- 7.平成27年4月1日付にて次のとおり取締役の異動がありました。()内は変更前であります。
- 地位の変更 笹貫 善雄 専務取締役(常務取締役)
小形 浩隆 常務取締役(取締役)
- 8.社外監査役湯佐富治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 9.社外監査役高田一毅氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名(1名)	262百万円(7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名(3名)	22百万円(10百万円)
合計	14名(4名)	285百万円(18百万円)

- (注) 1.平成24年6月27日開催の第49回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内、昭和63年11月29日開催の第25回定時株主総会において監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。
- 2.上記の支給人数には、平成26年6月26日開催の定時株主総会終了の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役0名)、監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

1 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役辻野晃一郎氏は、アレックス株式会社の代表取締役社長兼CEOを兼務しております。なお、当社はアレックス株式会社に議決権なしの出資をしております。

社外監査役湯佐富治氏は、株式会社マーキュリーファイナンシャルブレインの代表取締役を兼務しております。なお、株式会社マーキュリーファイナンシャルブレインと当社との間に特別の関係はありません。

2 他の法人等の社外役員等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役辻野晃一郎氏は、KLab株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、KLab株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

社外監査役湯佐富治氏は、株式会社ツムラの社外監査役を兼務しております。なお、株式会社ツムラと当社との間に特別の関係はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	辻野晃一郎	当事業年度開催の取締役会出席率84%、IT企業等の経営者としての経験を通じて培った、IT分野及び会社経営に関する幅広い知見に基づき、発言を行いました。
社外監査役	湯佐富治	当事業年度開催の取締役会出席率84%、監査役会出席率100%、主に企業経営面と企業会計面において専門的な発言を行いました。
社外監査役	柴田芳治	当事業年度開催の取締役会出席率92%、監査役会出席率100%、主に企業経営面において広範かつ高度な視野から発言を行いました。
社外監査役	高田一毅	当事業年度開催の取締役会出席率84%、監査役会出席率80%、主に企業経営面と税務面において専門的な発言を行いました。

4 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針「内部統制に係る基本方針」を取締役会で決議しております。同基本方針の内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ)コンプライアンスに関する体制を整備するために、取締役会規程をはじめ、諸規程を整備し、全取締役・各部署監督者に遵守させるとともに、全従業員に対する指導・教育を行い、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っていきます。
- (ロ)社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。また、反社会的勢力に対応するための社員教育を更に強化し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備を進めていきます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役及び監査役の要求に応じて適宜閲覧可能なように適切な保存・管理を行う体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規程の整備を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ)取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行います。
- (ロ)各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進めます。
- (ハ)不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ)当社は、中期経営計画及び年度ごとに基本方針と基本方針に基づく部門方針を定め、部署ごとに重点施策及び予算を設定しています。
- (ロ)取締役会は原則、月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定します。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ)子会社においても当社の行動規範に沿って行動するよう指導します。
- (ロ)当社の取締役及び本部長を子会社の役員に任命し、業務及び会計の状況を監督します。
- (ハ)内部監査室は、必要に応じて子会社の内部監査も行います。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、原則、経理、総務等関係部署の社員に監査役の職務を補助させるとともに、監査役の職務を補助する社員について取締役からの独立性確保に向けた体制を整備していくものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

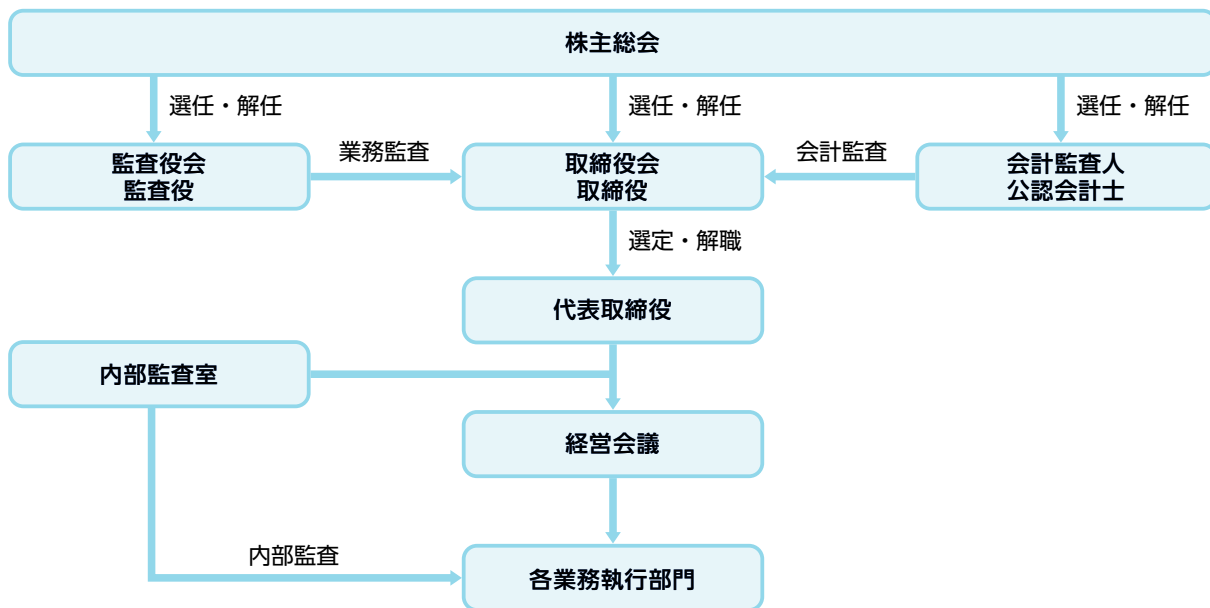
(イ) 取締役及び社員は法令・定款違反などの事実を発見したときは、監査役に速やかに報告します。

(ロ) 監査役から報告要請があったときには、取締役及び社員は速やかに調査の上、結果を監査役に報告します。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保します。

当社のコーポレートガバナンス体制の概要



(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	第52期 平成27年3月31日現在	(ご参考)第51期 平成26年3月31日現在	科目	第52期 平成27年3月31日現在	(ご参考)第51期 平成26年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	17,330,698	15,632,332	流動負債	10,021,922	9,429,817
現金及び預金	3,240,884	2,733,354	支払手形及び買掛金	3,318,036	3,292,102
受取手形及び売掛金	11,991,545	11,406,569	短期借入金	4,405,219	4,371,812
商品及び製品	29,294	40,558	未払法人税等	332,706	560,123
仕掛品	1,556,517	1,029,350	賞与引当金	131,665	135,382
貯蔵品	17,138	25,824	返品調整引当金	28,542	110,647
繰延税金資産	218,471	173,256	その他	1,805,752	959,750
その他	288,522	236,065	固定負債	3,113,951	3,327,455
貸倒引当金	△11,676	△12,646	社債	50,000	50,000
固定資産	8,252,943	7,921,852	長期借入金	2,554,491	2,706,559
有形固定資産	5,515,401	5,507,785	長期未払金	941	29,571
建物及び構築物	1,380,069	1,379,976	役員退職慰労引当金	64,362	56,924
機械装置及び運搬具	244,519	286,090	退職給付に係る負債	81,358	269,618
工具、器具及び備品	304,146	293,780	資産除去債務	95,893	90,505
土地	3,455,051	3,454,646	その他	266,904	124,277
建設仮勘定	33,149	11,687	負債合計	13,135,873	12,757,272
その他	98,464	81,604	純資産の部		
無形固定資産	300,759	437,899	株主資本	11,430,237	10,126,211
のれん	118,459	181,911	資本金	3,323,900	3,323,900
その他	182,299	255,988	資本剰余金	3,917,948	3,923,451
投資その他の資産	2,436,782	1,976,167	利益剰余金	4,762,519	3,690,670
投資有価証券	1,336,412	955,413	自己株式	△574,129	△811,809
敷金及び保証金	584,477	568,910	その他の包括利益累計額	293,485	46,577
会員権	119,818	92,477	その他有価証券評価差額金	282,337	50,771
繰延税金資産	76,280	97,035	為替換算調整勘定	27,676	9,052
その他	346,820	288,257	退職給付に係る調整累計額	△16,528	△13,246
貸倒引当金	△27,026	△25,927	新株予約権	62,603	87,746
資産合計	25,583,642	23,554,184	少数株主持分	661,442	536,376
			純資産合計	12,447,769	10,796,912
			負債及び純資産合計	25,583,642	23,554,184

連結損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 千円)

科 目	第52期	(ご参考) 第51期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	28,817,992	27,976,981
売上原価	23,310,257	22,751,417
売上総利益	5,507,735	5,225,563
返品調整引当金戻入額	110,647	117,211
返品調整引当金繰入額	5,289	110,647
差引売上総利益	5,613,092	5,232,128
販売費及び一般管理費	3,660,529	3,449,028
営業利益	1,952,563	1,783,100
営業外収益	193,534	60,403
受取利息	531	500
受取配当金	36,927	23,281
為替差益	28,429	3,646
受取保険金	93,601	7,140
受取賃貸料	940	1,029
持分法による投資利益	4,532	5,365
その他	28,571	19,438
営業外費用	206,140	139,425
支払利息	90,112	100,757
支払手数料	18,996	10,333
売上債権売却損	3,833	6,077
社葬関連費用	71,912	—
その他	21,286	22,256
経常利益	1,939,957	1,704,078
特別利益	27,308	67,007
投資有価証券売却益	27,308	5,114
負ののれん発生益	—	61,892
特別損失	175,102	72,354
投資有価証券評価損	34,758	67,573
投資有価証券売却損	—	2,741
会員権評価損	3,546	2,039
減損損失	42,842	—
事業整理損	66,414	—
事務所移転費用	25,500	—
店舗閉鎖損失	2,041	—
税金等調整前当期純利益	1,792,163	1,698,730
法人税、住民税及び事業税	492,633	928,789
法人税等調整額	△65,100	12,546
少数株主損益調整前当期純利益	1,364,630	757,395
少数株主利益	125,662	112,239
当期純利益	1,238,967	645,155

連結株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	3,323,900	3,923,451	3,690,670	△811,809	10,126,211
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	111,279	-	111,279
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,323,900	3,923,451	3,801,949	△811,809	10,237,491
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△278,398	-	△278,398
当期純利益	-	-	1,238,967	-	1,238,967
自己株式の取得	-	-	-	△7,067	△7,067
自己株式の処分	-	△5,503	-	244,747	239,244
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△5,503	960,569	237,680	1,192,746
平成27年3月31日残高	3,323,900	3,917,948	4,762,519	△574,129	11,430,237

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成26年4月1日残高	50,771	9,052	△13,246	46,577	87,746	536,376	10,796,912
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	111,279
会計方針の変更を反映した 当期首残高	50,771	9,052	△13,246	46,577	87,746	536,376	10,908,191
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△278,398
当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,238,967
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△7,067
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	239,244
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	231,566	18,624	△3,282	246,908	△25,143	125,066	346,831
連結会計年度中の変動額合計	231,566	18,624	△3,282	246,908	△25,143	125,066	1,539,577
平成27年3月31日残高	282,337	27,676	△16,528	293,485	62,603	661,442	12,447,769

■ 計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	第52期 平成27年3月31日現在	(ご参考)第51期 平成26年3月31日現在	科目	第52期 平成27年3月31日現在	(ご参考)第51期 平成26年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	12,416,991	11,020,385	流動負債	7,510,463	6,281,967
現金及び預金	1,163,852	958,861	買掛金	3,025,321	2,807,194
受取手形	909,025	421,725	短期借入金	2,000,000	1,000,000
売掛金	8,792,697	8,424,289	1年内返済予定の長期借入金	1,144,960	1,310,000
仕掛品	1,208,434	852,111	リース債務	2,626	4,300
前払費用	81,520	92,521	未払金	405,192	252,003
繰延税金資産	155,333	119,313	未払費用	200,296	111,716
その他	106,128	151,562	未払法人税等	21,414	437,680
固定資産	7,720,445	7,593,189	前受金	247,423	64,869
有形固定資産	4,614,990	4,619,708	預り金	50,928	51,740
建物	1,057,888	1,027,567	賞与引当金	101,900	110,200
構築物	19,702	21,094	返品調整引当金	28,542	—
機械及び装置	10,289	18,585	その他	281,858	132,261
車両運搬具	15,716	8,660	固定負債	2,679,781	2,997,458
工具、器具及び備品	50,600	70,536	長期借入金	2,416,320	2,535,000
土地	3,454,646	3,454,646	リース債務	—	2,626
リース資産	2,626	6,931	退職給付引当金	—	90,606
建設仮勘定	3,520	11,687	関係会社事業損失引当金	91,876	302,000
無形固定資産	74,888	94,010	資産除去債務	43,998	39,260
ソフトウェア	69,684	88,806	繰延税金負債	127,586	—
その他	5,203	5,203	その他	—	27,964
投資その他の資産	3,030,566	2,879,470	負債合計	10,190,245	9,279,425
投資有価証券	1,263,744	931,111	純資産の部		
関係会社株式	988,586	1,350,650	株主資本	9,602,283	9,195,649
出資金	60,838	31,456	資本金	3,323,900	3,323,900
関係会社出資金	45,573	45,573	資本剰余金	3,917,948	3,923,451
関係会社長期貸付金	100,000	—	資本準備金	830,975	830,975
長期前払費用	1,650	16	その他資本剰余金	3,086,973	3,092,476
前払年金費用	99,296	—	利益剰余金	2,934,565	2,760,108
繰延税金資産	—	48,064	その他利益剰余金	2,934,565	2,760,108
その他	529,054	481,157	別途積立金	2,185,000	2,185,000
貸倒引当金	△58,178	△8,559	繰越利益剰余金	749,565	575,108
資産合計	20,137,436	18,613,574	自己株式	△574,129	△811,809
			評価・換算差額等	282,304	50,753
			その他有価証券評価差額金	282,304	50,753
			新株予約権	62,603	87,746
			純資産合計	9,947,191	9,334,149
			負債及び純資産合計	20,137,436	18,613,574

損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

科 目	第52期	(ご参考)第51期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	19,193,318	19,090,423
売上原価	16,216,570	15,960,610
売上総利益	2,976,748	3,129,812
販売費及び一般管理費	1,943,243	1,751,134
営業利益	1,033,505	1,378,678
営業外収益	416,488	317,945
受取利息	2,184	3,328
受取配当金	63,095	38,619
為替差益	14,906	9,156
受取保険金	89,708	4,248
受取賃貸料	210,847	240,197
その他	35,746	22,395
営業外費用	310,270	240,892
支払利息	70,162	79,406
売上債権売却損	979	560
賃貸収入原価	136,457	147,296
社葬関連費用	71,912	—
その他	30,758	13,629
経常利益	1,139,724	1,455,731
特別利益	26,992	5,114
投資有価証券売却益	26,992	5,114
特別損失	782,231	244,899
投資有価証券評価損	34,758	24,899
関係会社株式売却損	18,868	—
会員権評価損	2,396	—
貸倒引当金繰入額	50,000	—
事務所移転費用	17,300	—
関係会社事業損失引当金繰入額	91,876	220,000
減損損失	49,308	—
事業整理損	515,682	—
店舗閉鎖損失	2,041	—
税引前当期純利益	384,485	1,215,946
法人税、住民税及び事業税	73,046	675,418
法人税等調整額	△30,137	4,255
当期純利益	341,575	536,272

株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	3,323,900	830,975	3,092,476	3,923,451	2,185,000	575,108	2,760,108	△811,809	9,195,649
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	111,279	111,279	-	111,279
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,323,900	830,975	3,092,476	3,923,451	2,185,000	686,387	2,871,387	△811,809	9,306,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△278,398	△278,398	-	△278,398
当期純利益	-	-	-	-	-	341,575	341,575	-	341,575
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△7,067	△7,067
自己株式の処分	-	-	△5,503	△5,503	-	-	-	244,747	239,244
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△5,503	△5,503	-	63,177	63,177	237,680	295,354
平成27年3月31日残高	3,323,900	830,975	3,086,973	3,917,948	2,185,000	749,565	2,934,565	△574,129	9,602,283

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年4月1日残高	50,753	50,753	87,746	9,334,149
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	111,279
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,753	50,753	87,746	9,445,428
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△278,398
当期純利益	-	-	-	341,575
自己株式の取得	-	-	-	△7,067
自己株式の処分	-	-	-	239,244
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	231,551	231,551	△25,143	206,408
事業年度中の変動額合計	231,551	231,551	△25,143	501,762
平成27年3月31日残高	282,304	282,304	62,603	9,947,191

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社AOI Pro.
取締役会 御中

平成27年5月21日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AOI Pro.の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOI Pro.及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社AOI Pro.
取締役会 御中

平成27年5月21日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AOI Pro.の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

株式会社AOI Pro. 監査役会

常勤監査役	八重樫	悟	㊟
監査役	湯佐	富治	㊟
監査役	柴田	芳治	㊟
監査役	高田	一毅	㊟

(注) 監査役湯佐富治、柴田芳治及び高田一毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」

☎03-3440-1111 (代表)

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

JR線
新幹線
京浜急行線

品川駅 高輪口から徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。